

花巻市自治公民館整備事業補助金の概要について

1 目的

社会教育の振興を図り、地域の開発と発展に資するため、町内会及び自治会等が設置する公民館類似施設の建築（増改築を含む。）に要する経費に対し、補助金を交付する。

2 補助金の対象及び補助率等

補助対象経費	延床面積	補助率等
新築又は改築に要する経費	99㎡未満	3分の1以内【300万円を限度】
	99㎡以上165㎡未満	3分の1以内【360万円を限度】
	165㎡以上	3分の1以内【420万円を限度】
増築、改修及び修繕（30万円を超える事業）に要する経費		3分の1以内（ <u>公共下水道及び農業集落排水に係る給排水設備並びに合併処理浄化槽の設置に要する経費にあつては2分の1以内</u> ） 【180万円を限度】

《補助対象外の例》

- ・ テレビ、パソコン及びプリンタといった備品の購入費
- ・ 公民館敷地内にフェンス等の設置、修繕費用

《その他留意事項》

- ・ 自治総合センター（宝くじ）からのコミュニティ助成との併用は、できません。
- ・ 各地区のコミュニティ会議からの補助金（国・県・市等から二重補助となる場合をいう。）と併用はできません。

3 事業内容の例（参考）

- ・ 屋根修繕、塗装、葺き替え
- ・ 外壁修繕、塗装
- ・ 床の張り替え
- ・ 床下断熱化工事
- ・ トイレ改修（洋式化、簡易水洗化、手洗い器設置）
- ・ 窓の全面サッシ化
- ・ シンクの増設
- ・ 給排水設備工事
- ・ 公民館建て替え 等

4 補助金申請の流れ

時 期	自 治 公 民 館	花巻市(地域づくり課)
随時受付	事業実施に係る事前相談	
<u>事業実施予定の前年度</u> の8月15日頃 例) 令和5年度に事業実施予定の場合 ⇒令和4年8月15日頃		広報はなまき(8月15日号)に翌年度事業実施に係る補助要望の募集記事を掲載します。
要望募集期間 8月16日頃から9月15日頃まで	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に係る相談 ・事業要望書を提出 ※要望書には、見積書(2社)と図面を添付します。	
3月下旬		議会議決 ⇒ 予算措置
<u>事業実施年度</u> の4月上旬		要望書を提出した自治公民館に、補助事業の内示を通知します。
<u>事業を実施する2週間前までに申請</u> ※補助金交付申請書を提出する前に事業を実施した場合、補助金交付の対象外となりますので、ご注意ください。	補助金交付申請書を提出します。 ※申請書には、改めて見積書(2社)を取り、図面とともに添付します。	
補助金の交付決定		補助金の交付を決定し、通知します。
事業実施業者との契約	業者を決定し、契約を締結します。	
事業の実施	事業に着手します。 ※契約内容に変更があった場合は、事業が完了する前に市で手続きが必要です。	
事業の完了	事業実績書・補助金請求書を提出します。	
補助金の振込		事業実績書を審査し、補助金を指定口座に振り込みます。

【担当】 花巻市役所 本庁舎 2階 地域振興部地域づくり課 地域振興係

電話：0198-41-3513(ダイヤルイン) F A X：0198-22-6995